

## 香川県立丸亀病院整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 香川県立丸亀病院（以下「丸亀病院」という。）整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、丸亀病院の整備に関し、県立病院として求められる役割、機能等について検討を行い、委員会としての意見書を取りまとめる。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、医療や企業経営に見識を有する者、学識経験者、関係団体や行政機関関係者等のうちから、香川県病院事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は、令和8年5月31日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、管理者が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院局県立病院課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。